

開催期日 令和6年4月15日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和6年4月15日 午後1時30分
閉 会 令和6年4月15日 午後2時57分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第7号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野木重徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和6年第4回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

どうも改めましてこんにちは。令和6年の第4回中島村農業委員会総会のご案内を申し上げましたところ、季節柄大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まさに桜花爛漫の節でございます。各委員の皆さんにおかれましてはですね、何かと忙しい日々を送っているのではないかとご推察を申し上げます。

先ほど事務局長からもお話があったとおりですね、4月の人事定期異動がございまして、この度、農業委員会事務局長に就任されました野木重徳事務局長でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。様々な案件に対して色々これから野木局長、並びに萱森さんと事務局の要となって御尽力いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

さて、本日の議事でございますが、議案が7件ございます。どうぞ慎重審議をよろしく願い申し上げまして、大変措辞でございますが挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労様でございます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜農業委員、4番鈴木一男農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている大木推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第1号受付番号第11号につきまして、4月7日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但し問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第1号受付番号第11号につきまして、只今の大木推進委員の報告内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に、現地についても4月7日に確認いたしました但し問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている大木推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第2号受付番号第12号につきまして、4月7日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第12号につきまして、只今の大木推進委員の報告内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に、現地についても4月7日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第3号および議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第3号および議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号および議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第13号および議案第4号受付番号第14号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第3号受付番号第13号および議案第4号受付番号第14号につきまして、4月11日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第3号受付番号第13号および議案第4号受付番号第14号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また芳賀推進委員と同様に、現地についても4月11日に確認いたしました但問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

1番小林均農業委員

一覧表の中に「解除条件付き貸借」と記載がありますが、解除したいという申出があつた場合には解除されるということになるのでしょうか。

事務局

只今のご質問につきまして、今回借り手が法人、●●●●さんということで、農地を適正に利用していない場合には貸し借りを解除するという条件付きであれば、農地所有適格法人でない法人でも農地を借り受けできるということで、解除条件付き貸借となっております。

1番小林均農業委員

以前の●●●●さんの場合、期間の終期が到来する前に貸し借りが解除になってしまい、貸した側が大変困つたことがあつたと思うんですが、期間途中で例えば1年で、場所が悪いから来年は借りないですよというようなことがあつ

た時には、契約は解除になってしまうのでしょうか。

事務局

以前の●●●●さんの場合も同じく解除条件付き貸借というところではあったんですけども、解約の際には貸し手と借り手の両方が、解約について合意をしたという旨届出を受けての解約という流れではありました。何かしらの事情で来年は借りないとなってしまった時には、お互いの合意の上で解約という手続きをとっていただくようになります。

1 番小林均農業委員

あくまでも合意の上ということですね。

議長

ここはしっかりとした会社で、他にもたくさん借りているので、おそらく心配なく大丈夫だと思います。

1 番小林均農業委員

一方的に相手から解除されたという話になっては後で問題になるが、農業委員会で合意の届出をもらっていれば問題ないと思います。

議長

他に質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第3号および議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第5号および議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

議案第5号および議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号および議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第15号および議案第6号受付番号第16号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第5号受付番号第15号および議案第6号受付番号第16号につきまして、4月7日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第5号受付番号第15号および議案第6号受付番号第16号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また吉田推進委員と同様に、現地についても4月7日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号および議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第7号受付番号第17号について、事務局に報告を求めた。

事務局

こちらの案件につきましては私の方から報告させていただきます。只今会長からもお話があったとおり、この案件につきましては、前所有者の●●●●さんと●●●●さんとの間の賃借権が去年の12月総会で可決済みであります。翌月に●●●●さんが亡くなられて●●●●さんが相続され、再度貸し借りを結び直すものでございます。通常ですと、所有者が亡くなった場合の賃借権であれば、相続した方と借り手の間で残期間の契約が生きてくるんですけども、今回の場合、前所有者の●●●●さんが認定農業者である●●●●さんに貸し付けをしたというところで、●●●●さんの方に村から農地流動化推進助成金が交付されるはずであったところ、その交付申請前に亡くなられてしまい交付が受けられなかったということがありましたので、相続された奥様の●●●●さんと●●●●さんの方で、農地については全く同じ場所なんですけれども、今回は12月総会の内容から所有者のみの変更というところありますので、現地確認は割愛とさせていただきます。再度の申請という形となりました。以上です。

議長

事務局より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、5月15日（水）に生涯学習センター輝ら里で行う。

二点目 緑の羽根募金について

三点目 旅行積立金について

四点目 研修旅行について

五点目 9月の改選について

六点目 利用状況調査（遊休農地調査）の実施方法について

七点目 地域計画について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和6年4月15日 午後2時57分